

「上ノ原小学校PTA規約」の改正（案）新旧対照表

※変更部分を赤字で表記

旧		新	
第1章名称	第1条	(中略)	第1章名称 第1条 (同左)
第2章目的	第2条	(中略)	第2章目的 第2条 (同左)
第3章方針	第3条	(中略)	第3章方針 第3条 (同左)
第4章活動	第4条	(中略)	第4章活動 第4条 (同左)
第5条	第5条	(中略)	第5条 (同左)
第5章会員	第6条	(中略)	第5章会員 第6条 (同左)
	第7条	(中略)	第7条 (同左)
	第8条	会員は、総会の定めるところに従い、毎年会費を納めるものとする。但し、事情により減免することができる。	第8条 会員は、総会の定めるところに従い、毎年、 <b>一家庭単位</b> で会費を納めるものとする。但し、事情により減免することができる。
第6章経理	第9条	(中略)	第6章経理 第9条 (同左)
	第10条	<b>本会の会費は、一家庭単位で納入する。(内容的に改正後8条に盛り込むのが適切。)</b>	- (削除)
	第11条	本会の経費は、すべて総会で認められた予算に基づいて行われる。	第10条 本会の経費は、すべて総会で認められた予算に基づいて行われる。
	第12条	本会の経理は、会計監査を経て総会に報告されなければならない。	第11条 本会の経理は、会計監査を経て総会に報告されなければならない。
	第13条	本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。	第12条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
第7章本部役員	第14条	本会の本部役員は、次のとおりとする。 <b>会長1名、副会長4名以上(内1名副校長)、書記4名以上(内1名教職員)、会計4名以上(内1名教職員)。ICT担当3名以上(内1名教職員)</b>	第7章本部役員 第13条 本会の本部役員の役職については、 <b>細則に定める。</b>
	第15条	本部役員の任期は、次のとおりとする。 1. 定期総会での承認を以て就任し、任期は当年度定期総会から次年度定期総会までとする。 2. 引継ぎ等を考慮し、活動開始は前年度3月からとする。 <b>3. 会計の再任は不可とし、他の本部役員の再任は妨げない。</b>	第14条 本部役員の任期は、次のとおりとする。 1. 定期総会での承認を以て就任し、任期は当年度定期総会から次年度定期総会までとする。 2. 引継ぎ等を考慮し、活動開始は前年度3月からとする。
	第16条	本部役員に欠員を生じたときは、常任委員会で選出し、任期は前任者の残任期間とする。	第15条 本部役員に欠員を生じたときは、常任委員会で選出 <b>することができる。その場合、</b> 任期は前任者の残任期間とする。
	第17条	本部役員は、次の職務を行う。 1. 会長は、本会を代表し会務を総括する。総会、常任委員会等を招集する。 2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はその代理をつとめる。 3. 書記は、総会、常任委員会等の議事を記録、保管し、書類等を作成する。 4. 会計は、学校給食の監査、本会の金銭の出納を管理する。総会において会計監査の監査を経た決算報告をする。	第16条 (同左)

「上ノ原小学校PTA規約」の改正（案）新旧対照表

※変更部分を赤字で表記

旧			新		
第8章会計監査員	第18条	本会の経理を監査するため3～4名（内1名は教職員）の会計監査員を置く。会計監査員は、前年度の会計がその任に当たる。	第8章会計監査員	第17条	本会の経理を監査するため3名以上（内1名は教職員）の会計監査員を置く。会計監査員は本部役員が会員もしくは外部から募り選任する。
	第19条	会計監査員の任期は、当年度定期総会から次年度定期総会までとする。		第18条	会計監査員の任期は、次年度定期総会までとする。
	第20条	(中略)		第19条	(同左)
第9章会議	第21条	(中略)	第9章会議	第20条	(同左)
	第22条	(中略)		第21条	(同左)
	第23条	総会を除く他の会議は、構成員の過半数の出席をもって成立し、議決は出席構成員の多数決による。		-	(削除)
第10章総会	第24条	(中略)	第10章総会	第22条	(同左)
	第25条	<p>総会の形式と成立要件、議事は次のとおりとする。</p> <p>1. 形式</p> <p>・総会審議は書面（電磁的記録媒体を含む）によるものとする。但し、会員の出席が必要と会長が認めた時は集会形式とする。</p> <p>2. 成立要件</p> <p>・総会は全会員の2分の1以上の表決書の提出または出席があった場合に成立する。但し集会形式の場合は、委任状を認める。</p> <p>3. 議事</p> <p>・総会の議事は、表決書の提出者または出席者の過半数をもって決定し、賛否同数の時は議長が決定する。</p> <p>4. 総会では次の事項を審議、決定する。</p> <p>(1) 事業計画及び予算</p> <p>(2) 事業報告及び決算の承認</p> <p>(3) 規約の制定・改廃</p> <p>(4) 役員承認</p> <p>(5) 常任委員会において制定または改廃された細則の承認</p> <p>但し、議事内容については、総会の3日以上前に全会員に通知しなければならない。</p>		第23条	(同左)

「上ノ原小学校PTA規約」の改正（案）新旧対照表

※変更部分を赤字で表記

旧			新		
第11章常任委員会	第26条	常任委員会は、本部役員をもって構成し、次のことを行う。尚、他の会員は当委員会に出席して意見を述べることができる。但し、出席した他の会員の常任委員会における議決権については認められない。 1. 本会の運営全般に関する協議。 2. 総会に提出する案件の審議、報告書の作成。 3. 細則の制定または改廃。	第11章常任委員会	第24条	常任委員会は、本部役員をもって構成し、次のことを行う。尚、他の会員は当委員会に出席して意見を述べることができる。但し、出席した他の会員の常任委員会における議決権については認められない。 1. 本会の運営全般に関する協議。 2. 総会に提出する案件の審議、報告書の作成。 3. 細則の制定または改廃。 4. 期中における本部役員の欠員補充
第12章専門部会および新旧役員連絡会	第27条	本会に必要な活動を行うために、本部役員は次の専門部を置くことができる。 1. 広報部 会報を発行する。 2. 校外活動部 児童の校外生活の安全を図る。 3. 役員選出部 本部役員の選出に関する事務を行う。 4. ヘルマーク部 ヘルマークに関する事務を行う。	(削除)	-	(削除)
	第28条	各専門部員は本部役員が会員よりボランティアを募り選任する。		-	(削除)
	第29条	各部の部長は、副会長がその任に当たる。		-	(削除)
	第30条	各部員の任期は1年とし、当年度新旧役員連絡会から次年度新旧役員連絡会までとする。但し再任は妨げない。 1. 新旧役員連絡会は、各部員が選出された後、速やかに招集され、各部ごとに開くものとする。 2. 新旧役員連絡会は、本部役員、前年度部員、当年度部員をもって構成し、次のことを行う。 ・本部役員による、本会活動を行う上での注意事項の説明。 ・旧部員から新部員への活動内容の引継ぎ。		-	(削除)
第13章本部役員の選出	第31条	本会の本部役員の選出にあたり、本部役員は、役員選出部を置くことができる。これらの構成および運営については細則で定める。	第12章本部役員の選出	第25条	次年度の本部役員の選出にあたっては、会員の中から本部役員候補者を公募する。本部役員への立候補は、本人の意思に基づいて行われる。本部役員の選出については細則で定める。
第14章規約改正	第32条	この規約は、成立要件を満たした総会にて審議され、総会表決書の提出者または出席の3分の2以上の同意により、改廃することができる。	(削除)	-	(削除)
第15章付則	第33条	(中略)	第13章付則	第26条	(同左)
	第34条	弔事については細則で定める。		-	(削除)

「上ノ原小学校PTA規約」の改正（案）新旧対照表

※変更部分を赤字で表記

旧		新	
第35条	本会の活動を円滑に行うため、教職員、本部役員、および各部の部員を除く会員は、本部および各部の補佐的活動を担うものとする。これらの構成および運営については細則で定める。	-	(削除)
第36条	(中略)	第27条	(同左)
第37条	この規約は、以下の日付に一部改正施行。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和43年4月20日</li> <li>・昭和47年5月13日</li> <li>・昭和48年3月20日</li> <li>・昭和55年5月16日</li> <li>・昭和62年1月17日</li> <li>・平成11年5月24日</li> <li>・平成12年5月19日</li> <li>・平成14年5月17日</li> <li>・平成15年11月5日</li> <li>・平成19年5月10日</li> <li>・平成25年4月1日</li> <li>・令和3年4月28日</li> <li>・令和3年12月15日</li> <li>・令和5年1月25日</li> </ul>	第28条	この規約は、以下の日付に一部改正施行。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和43年4月20日</li> <li>・昭和47年5月13日</li> <li>・昭和48年3月20日</li> <li>・昭和55年5月16日</li> <li>・昭和62年1月17日</li> <li>・平成11年5月24日</li> <li>・平成12年5月19日</li> <li>・平成14年5月17日</li> <li>・平成15年11月5日</li> <li>・平成19年5月10日</li> <li>・平成25年4月1日</li> <li>・令和3年4月28日</li> <li>・令和3年12月15日</li> <li>・令和5年1月25日</li> <li>・令和5年10月1日</li> </ul>